

福知山市空家等対策協議会委員公募要項

1 趣旨

本市では、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、所有者等による空家等の適正管理、また空家等の利活用や市場流通を促進し市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、空家等対策に取り組んでいます。

空家等の中には、適切な管理が行われずに、安全性の低下、公衆衛生の悪化等、多岐にわたる問題を生じさせるなど住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねず、住民の生活に密接した施策であると考えことから、福知山市の空家等に対する住民の意見や想いを対策に活かすことを目的とし、福知山市空家等対策協議会委員の一般公募を実施します。

福知山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）は、福知山市空家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第4号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき設置する市の附属機関で、市長、学識経験者、公募による委員10人以内をもって組織します。

2 職務の概要

委員として委嘱を受けた後、不定期に開催される協議会（年3回程度）において、条例第6条第2項に規定する事項についての協議を行っていただきます。

協議の事項については次のとおりです。

- （1）特定空家等の認定に関すること。
- （2）特定空家等に対する措置に係る手続に関すること。
- （3）その他市長が必要と認める事項。

3 任期

委嘱の日から2年間とします。

4 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす方が応募することができます。

- （1）空家問題に関心があり、協議会委員として参画する意欲及び協議に必要な知識を有する方。
- （2）平日の会議（年3回程度）に出席できる方。
- （3）令和3年2月1日現在の年齢が18歳以上で、市内に在住、在勤、在学している方。ただし、市議会議員、国又は地方公共団体の常勤職員、本市における他の附属機関等の公募委員として就任している人（予定を含む。）は除きます。

5 報酬

会議1回の出席につき、8,000円

※福知山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第33号）による。

6 募集の人数

1名

7 応募の方法

下記の書類に必要事項を記入の上、建築住宅課まで郵送、または直接提出してください。

(1) 応募用紙

※建築住宅課に備え付けます。または、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 空家問題に関する考え等を記入したレポート用紙（400字程度）

<テーマの例>

- ・空家等の問題解決の意気込み
- ・空家等の問題の現状課題
- ・空家等の問題解決のアイデア

8 応募の期間

令和3年2月1日（月） ～ 令和3年3月5日（金）（土、日、祝日を除く）

※ 直接提出する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）です。

9 審査及び選考

提出された書類に基づき選考し、結果は本人宛に通知します。

10 応募に関する留意事項

- ① 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員委嘱後であっても委嘱を取消すことがあります。
- ② 提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものは、無効とします。
- ③ 受理後の書類の訂正、修正、再提出等は、原則として認めません。
- ④ 受理した書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ⑤ 委員は市行政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用してはなりません。また、協議会において知り得た情報を他人に漏らしてはなりません。

11 応募書類の提出先・問い合わせ先

福知山市建設交通部建築住宅課住宅管理係

〒620-8501 福知山市字内記 13 番地の 1 福知山市役所 4 階

電話 (0773)24-7053 ファックス (0773)23-6537

E-mail kentiku@city.fukuchiyama.lg.jp